

事務事業評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	学習支援事業					②事業番号	4409
③事業類型	2. 法上(任意)事業			④開始年度	平成 27 年度	⑤終了予定年度	年度 設定なし
⑥根拠法令等	☒ 法令	☐ 条例	☐ 規則	☐ 要綱	☐ 計画等	⑦その他	法令等の名称 生活困窮者自立支援法
⑦実施手法	☒ 直営	☐ 全部委託	☐ 一部委託	☐ 補助・負担	☐ その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	1	目	1	細目 11
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	生活福祉課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
①生活保護受給世帯及び生活困窮世帯で中学生のいる世帯	①生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生の人数(生保世帯・児扶手世帯)	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
週1回午後6時から8時まで元学校長及び元教員、大学生ボランティアによる中学生に対する学習支援や保護者への進学助言などの支援を実施する。	①参加生徒数(延べ人数)	人
	②実施回数	回
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
被保護世帯及び生活困窮世帯の親から子への貧困の連鎖を防ぐため、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援及び進学の助言等を実施するとともに、高校で就学することの意義を教える。	①高等学校等進学率	%
	計算式 3年生全員が高等学校等へ進学した。	
	②	
	計算式	
	③	
	計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
生活保護受給世帯の中学生に対して、学習支援等を行い、基礎学力の向上および社会性の育成を図り、またその保護者に対して、進学助言等を行うことにより、貧困の連鎖の防止に繋がる。	政策(章) 2	みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節) 3	みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中 4	生活困窮者福祉の充実
1-4-3-2 家庭学習の支援につながる	施策小 1	生活保護制度の充実

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標①	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生の人数(生保世帯・児扶手世帯)	人	744	360	185	—	—	H29年卒業の生徒が多かったためH30については生徒数が減少している。
対象指標②								
活動指標①	参加生徒数(延べ人数)	人	276	308	103	—	—	
活動指標②	実施回数	回	48	51	50	—	—	
活動指標③								
成果指標①	高等学校等進学率	%	100	100	100	—	—	事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員 正職員	人	0.13	0.13	0.13	0.13		
	任期付職員	人	1.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.40	0.40	0.40		
	事業費 人件費(投入人員*単価)	千円	4,370	1,714	1,728	1,728		
	直接事業費	千円	1,631	670	1,477	1,568		
	総事業費	千円	6,001	2,384	3,205	3,296		—
財源内訳	国庫支出金	千円	816	1,045	676	793		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	5,185	1,339	2,529	2,503		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	一般世帯と比較し被保護者の全日制高校等への進学率が低く、親から子への貧困の連鎖につながっているという問題があり、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援や進学の助言等を実施することにより、被保護者や困窮世帯の高校進学率を向上させるため、本事業を開始した。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	生徒や保護者間の口コミで、生徒数は増加傾向にある。 また、生活保護CWからの広報を行うなど、さらに生徒数が増える可能性がある。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	子どもに対する学習支援や保護者への進学助言などの支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止に貢献する。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	福祉事務所設置自治体必須事業であり、貧困の連鎖を防止する取組として必要性が高い。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	福祉事務所設置自治体は任意事業として、被保護世帯、生活困窮世帯が対象となっている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	生活困窮家庭の子どもに対する支援は、貧困の連鎖を防止する取り組みとして必要性が高い。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	参加生徒全員が高等学校等に進学した。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	臨時職員及び大学生ボランティアの活用により最小限で実施している。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などではできませんか。)	ア. ある イ. ない	必要最小限で実施している。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	生活困窮者に対しての支援であり、受益者負担は望めない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 (年まで) エ. 休止 (年から) オ. 廃止 (年から)
	↓ <今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など	生活困窮者自立支援法附則第2条に「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。(法施行は平成27年4月1日)
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—